

シンポジウム 「若草山壊し」にストップをかけよう

日時 10月11日（土）午後1時30分より

場所 大和ビル大会議室

（近鉄奈良駅東へ3分 奈良地裁西隣）

講師 奈良弁護士会 弁護士 北岡秀晃さん
大阪市立大学院 客員研究員 砂山七郎さん



この7月、奈良弁護士会（中西達也会長）は「若草山モノレール建設計画の中止等を求める意見書」を提出されました。吉野山にゴルフ場が計画され、萬葉集に著名な和歌の浦に橋がかかる、鞆の浦を横断道路で埋める…など「開発」に待ったをかける訴訟が各地で取り組まれてきました。

奈良弁護士会（中西達也会長）は、これまで奈良県庁分庁舎建設や吉野山ゴルフ場訴訟で、歴史とくらしいっぱいの景観文化がおしゃまつた里山環境権・文化的景観を守る権利を日本国憲法にうたわれた

知事記者会見でモノレールからバスに乗り換える「方向転換」を発表しました。私たちの運動の大成果です。「奈良壊し」の先駆となるモノレール建設計画正式断念をかちとり、あらゆる「若草山こわし」策動をやめさせ、世界遺産都市奈良を守りましょう。

奈良県弁護士会（中西達也会長名で）が「若草山へのモノレール建設反対の意見書」提出しました。これはパンチがきました。奈良県が若草山へのモノレール建設計画を正式に断念発表するまで、会として運動を前進させ、二度と世界遺産「若草山こわし」の策動を許さない実績を作り上げていきましょう。

大切な人権として、「開発」に待ったをかける訴訟を支えてこられました。

講師は今回の若草山の意見書を中心的にまとめられた北岡秀晃弁護士です。景観が法的にどう位置づけられているか話します。

今一方の講師は、砂山七郎氏。砂山氏は大阪市大院<都市問題>客員研究員。県当局や県奈良公園検討委員会で論議が進む奈良公園「特区」問題に注目。奈良県の進める「奈良公園のにぎわいづくり」計画を詳しく検討され、今回の「若草山壊し」は「奈良公園壊し」の先兵になっていると警鐘を鳴らす所論を発表されておられます。